第３号書式（第６条第２項関係）

第 号

令和　年　月　日

建物等貸付許可書

 　　　　　　　　　　　　　　　殿

奈良女子大学長

　令和　年　月　日付けをもって申請のあった本学管理の施設を使用することについては，奈良女子大学固定資産等貸付要領に基づき，下記の条件を付して許可する。

記

　（貸付許可施設）

第１条　貸付を許可する施設は，次のとおりとする。

 所 在

 区 分

 数 量

 貸付部分 別図のとおり

　（指定する用途）

第２条　貸付を許可された者は，前条の施設を　　　　　　の用に供しなければならない。

　（貸付許可期間）

第３条　貸付を許可する期間は，令和　年　月　日から令和　年　月　日までとする。ただし，貸付許可の更新を受けようとするときは，貸付を許可された期間の満了２か月前までに，所定の様式により国立大学法人奈良女子大学長（以下「学長」という。）に申請しなければならない。

　（貸付料及び延滞金）

第４条　貸付料は，　　　円（内消費税及び地方消費税の相当額　　円）とし，奈良女子大学会計事務責任者の発する請求書により，指定期日までに納入しなければならない。

２　前項の期日までに貸付料を支払わないときは，その翌日から納入の日までの日数に応じ，その債権残高に対し５％の割合で計算した金額を遅延損害金として支払わなくてはならない。

　（貸付料の改定）

第５条　学長は，経済情勢の変動等に基づいて特に必要があると認める場合には，貸付料を改定することができる。

　（施設保全義務等）

第６条　貸付を許可された者は，貸付を許可された施設を，善良な管理者の注意をもって維持保全しなければならない。

２　前項の維持保全のために通常必要とする修繕費その他の経費は，貸付を許可された者の負担とし，その費用は請求しないものとする。

　（貸付上の制限）

第７条　貸付を許可された者は，貸付を許可された期間中，貸付を許可された施設を第２条に指定する用途以外に供してはならない。

２　貸付を許可された者は，貸付を許可された施設を他の者に転貸し，又は担保に供してはならない。

３　貸付を許可された者は，貸付を許可された施設について修繕，模様替その他の行為をしようとするとき，又は使用計画を変更しようとするときは，事前に書面をもって学長の承認を受けなければならない。

　（貸付許可の取消又は変更）

第８条　学長は，次の各号の一に該当するときは，貸付許可の取消又は変更をすることができる。

 一　貸付許可された者が許可条件に違背したとき。

　二　大学において貸付許可した施設を必要とするとき。

　（原状回復）

第９条　学長が貸付許可を取消したとき，又は貸付許可した期間が満了したときは，貸付を許可された者は，自己の負担で，学長の指定する期日までに，貸付を許可された施設を原状に回復して返還しなければならない。ただし，学長が特に承認したときは，この限りでない。

２　貸付を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは，学長は，貸付を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合，貸付を許可された者は，学長に異議を申し立てることができない。

　（損害賠償）

第10条　貸付を許可された者は，その責に帰する事由により，貸付を許可された施設の全部又は一部をき損又は滅失したときは，当該き損又は滅失による貸付を許可された施設の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし，前条の規定により貸付を許可された施設を原状回復した場合は，この限りでない。

２　前項に掲げる場合のほか，貸付を許可された者は，本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは，その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

　（有益費等の請求権の放棄）

第11条　貸付許可の取消が行われた場合においては，貸付を許可された者は，貸付を許可された施設に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても，その費用等の償還の請求はしないものとする。

　（実地調査等）

第12条　学長は，貸付を許可した施設について随時に実地調査し，又は所要の報告を求め，その維持貸付に関し指示することができる。

　（疑義の決定）

第13条　本条件に関し，疑義のあるときその他貸付を許可した施設の使用について疑義を生じたときは，学長の決定するところによるものとする。